

紀美野町第1回定例会会議録

令和3年3月10日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和3年3月10日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 3号 紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について

第 3 議案第 4号 紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について

第 4 議案第 5号 紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

第 5 議案第 6号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例について

第 6 議案第 7号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例
及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正す
る条例について

第 7 議案第 8号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 9号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第10号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第10 議案第11号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第11 議案第12号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

第12 議案第13号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

第13 議案第14号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

第14 議案第15号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

第15 議案第16号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

第16 議案第17号 紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について

第17 議案第18号 紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条
例を廃止する条例について

第18 議案第19号 紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について

- 第 19 議案第 20 号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について
- 第 20 議案第 21 号 新町まちづくり計画の変更について
- 第 21 議案第 27 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 22 議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 23 議案第 23 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 24 議案第 24 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 25 議案第 25 号 教育委員会教育長の任命の同意について
- 第 26 議案第 26 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 29 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 30 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 31 議案第 44 号 令和 2 年度紀美野町一般会計補正予算（第 13 号）について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 31 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君

1 2 番 伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君

6 番 田 代 哲 郎 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	(山 本 訓 永) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

会 計 管 理 者 坂 昌 美 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 中 谷 昌 弘 君

次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員及び田代議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

なお、執行部から議案第44号について提出がありましたので、本日、本会議再開前の議会運営委員会で御協議をいただき、本日の日程に追加し、本日は説明のみとし、開会日に説明を受けた議案とともに、12日に質疑、討論、採決を行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

それでは、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 貴志川への魚の放流について。

鵜に食べられ、大きな鯉以外の魚がなく、ジャコの子供までいない川は見たことがありません。町が予算を組み、貴志川漁業組合にアユのようにジャコだけでも入れていただかねばと思います。町からお願いしてください。

獣害対策について。

5年ぐらい以前、ネズミが多く増え、困っていましたが、自然の摂理により伝染病が発生して一匹もいなくなりました。イノシシも増え、田畑を荒らし大変困っていましたが、これも自然の摂理により伝染病が発生して数少なくなり、喜んでいましたが、県や町がナンバの粉にワクチンを入れ、伝染病を止めようとしている。住民をばかにしていると大変怒っています。畜産業もしていないのに、どうして住民を苦しめるのかお聞きします。

（8番 北道勝彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） それでは、北海道君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） それでは、北海道議員御質問の1番目の貴志川等への魚の放流についてに御答弁させていただきます。

近年、河川に生息する魚の生育環境は、台風や大雨、洪水による増水などの自然災害、サギ、鵜などによる食害、冷水病などにより大変厳しい状況にあると思われます。そのような中、貴志川漁協では、遊漁者の多いアユ、アマゴを対象として漁業権の認可を県知事より受け、遊漁事業を実施してございます。漁協には遊漁事業を行う代わりに遊漁券の対象となる魚種を積極的に増殖しなければならない増殖義務が課せられておりますので、毎年アユ、アマゴの放流が行われているところでございます。

さて、議員御質問の貴志川漁協組合にジャコを川に入れるように町からお願いしてくださいとのことでございますが、ジャコとは、オイカワやカワムツなどの総称のことです。漁協が県から許可を得ている魚種とは異なる上、ジャコは遊漁券対象魚ではございませんので、放流は難しいものと思われますので、御理解賜りたいと思います。

以上、貴志川等への魚の放流についての答弁とさせていただきます。

続きまして、獣害対策について。

豚熱の感染は、現在、全国に蔓延してございます。和歌山県におきましても、当町をはじめ和歌山市、海南市、紀の川市、かつらぎ町、有田川町に拡散してございます。現在蔓延している豚熱の感染力は強く、イノシシの行動範囲も広いことから、急速に拡大してございますが、人への感染はなく、感染したイノシシの肉を食べても問題はないということで内閣府食品衛生委員会が示してございます。

議員御指摘の野生イノシシへのワクチンの散布でございますが、国の豚熱に対する防疫指針が出されてございます。豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針がございまして、野生イノシシを介して養豚農場に感染することを抑える必要があるということで判断されてございます。そのため、豚熱のワクチンベルトを構築し、感染の拡大を食い止めるため、感染が確認された地域を中心にワクチンの散布が行われているところでございます。

そのため、本県におきましても、野生イノシシ及び養豚農場での豚熱の感染が確認されており、サーベイランスの強化、捕獲体制の強化、経口ワクチンの散布の取組を推進

しているところでございます。

このような状況の中、全国の養豚農場では飼育豚がウイルスに感染しないよう対策に追われているところでございまして、当町におきましても関係がないわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦君。

○8番(北道勝彦君) ジャコっていうのが方言で、ここたいはやかなんぞちゅう魚や。昔からこんなこと川にないことなかったんよ。小さい子供まで鵜にもう毎年食べられて、親食べられてもて、卵も産まんから、一匹もない。僕は調べに行ってきたん。そこたい志賀野からね、毛原まで。一匹もない。こんなことして、川死んでもちゅうさかいね、何とか町の予算組んででも入れてもらわなんたら、川死んでもてら。そこもう一回考えてみてください。

○議長(伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

○産業課長(吉見将人君) 北道議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際私も子供の頃はジャコだけでなくウナギやギギタなど様々な魚が泳いでいるときには見かけました。平成14年頃には子供を連れて川に釣りに行ったときにはほとんどジャコも見られない状態になってございました。それで、実際にその魚、オイカワなどの魚がなくなった理由というのは、専門家に聞いても今のところは原因がはっきりと分かっていない状況でございます。

今後、国、県におきまして、貴志川などの魚、ジャコなどの魚について放流する必要があると示された場合には、当町におきましてもそれに準じて行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(伊都堅仁君) 8番、北道勝彦君。

○8番(北道勝彦君) 獣害対策について。

これ町から補助金を頂いて、シシが入らないように隠して、半分かな、ずっとやって

きたんやけど、美里の奥のほうで、こんなもん死んでもてありがたいなと思ってたら、薬入れてね、そして病気を止めようとしているって、僕はしかられてね。それで、薬入れて今後もするんやったら、美里の住民に一遍通知してもらわね、そんな住民をばかにしたようなことをなぜするのか。豚ら飼うてるところないで。どうなってるのかな。もう一回お答えください。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 北道議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、紀美野町内には豚を飼っているところが今確認されているところで2か所ございます。まず一つは動物愛護センター、それからもう一つは、実際に非常に重要なワクチンなどの検体用の、検査用の豚を飼っているところが毛原にございます。長谷毛原にございまして、そこには何頭もの豚を飼っているような状態でございまして、その豚には生まれたときからのワクチンは一切打ってございせん。そのような中の豚を守らなあかんということもございしますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） やっぱりそれやったらね、住民分らんからね。チラシでも班長にずっと回してもうてよ、そのことを書いて回してもらわんだら、住民がこれじゃあ皆済まんみたいやで。そのようにしてくれますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 現在、町のホームページ等々で広報したりしているところでございます。周知が足らなかったことがあったかも分かりませんので、その辺については努力させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、北道議員の一般質問が終わりました。

続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） おはようございます。それでは、私からは1点、町の観光とそれに関わる産業の活性化、これをどう取り組んでいくのかをお伺いします。

まず、町のお勧めスポットや観光地といえば、ふれあい公園、生石山、みさと天文台、それからかじか荘が挙げられると思います。昨年からコロナウイルスの影響もあり、観

光事業は厳しい環境にありますますが、密を避け、開放的な面もあり、昨年の秋以降は来られる方も戻りつつあると聞いています。

とりわけふれあい公園は広い芝生や駐車場も完備されていて、県北部や大阪南部からは道路のアクセスもよく、国道424号を通り、紀の川市の方面から多くの来園者があると思われます。また、少し先になりますが、柴目釜滝線が開通しますと、国道370号を通して海南市方面からも近くなり、来園者が増えることが予想されます。平日行きましたが、県外の車も多く、人気があることを実感し、これからもふれあい公園を充実させ、来園者がそこを基点としてほかの場所にももっと興味を持ってくれるような取組をしていくべきだと思います。

さて、町としては、みさと天文台やかじか荘も4月にはリニューアルされますし、ふれあい公園では昨年開催できなかった20周年イベントも開催される予定です。町の観光拠点である3つの施設が同じ年にリニューアルやイベントを行うという、町としては最高のPRができるチャンスであり、一時的な盛り上がりではなく、継続して今後多くの方が来られて、観光やそれに関連する産業が活性化する具体的なお考えをお聞かせください。

ちなみに、ふれあい公園につきましては、そこで遊んで帰られる方が多いと聞いています。そこでの消費や、次回はそこから先の場所へ行きたいと思うような戦略は持っておられますか。よろしくお願いします。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、藤井君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長(吉見将人君) それでは、藤井議員御質問の町の観光とそれに関連する産業の活性化の考え方についてにお答えさせていただきます。

生石高原やのかみふれあい公園、また、来年度リニューアルオープンする予定のかじか荘、みさと天文台などは県内外から多くの観光客の訪れる人気のスポットでございます。

議員御質問のたくさんの観光客が訪れることをどのように経済の活性化につなげていけるのかとの趣旨の御質問でございますが、当町では現在、地域の活性化のため、創業支援補助金制度を創設し、新規創業者に対し補助金を交付してございます。平成27年

度以降、予定も含めまして、飲食店、民泊、建設業、美容院など様々なお店が29件創業されてございます。また、お土産を増やすため、お土産品・特産品開発支援事業補助制度を創設しまして、今年は新たに4件のお土産などについて事業採択しているところでございます。

また、観光客や外国人観光客に町内の施設やお店を分かりやすく知っていただくため、外国語版も含めパンフレットを作成してまいりましたが、今年度はこれに加えて、町内主要観光施設とそこに点在する様々な施設の間にあるお店をルートでつなぐ町内周遊性向上のためのパンフレットを作成しているところでございます。

今後ともこれらの事業を推進することにより地域の活性化を図るとともに、必要な施策は講じてまいりたいと考えてございますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上、町の観光とそれに関連する産業の活性化についての答弁とさせていただきます。
以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） お答えありがとうございます。

まず、おっしゃられました創業支援補助金制度ですかね、29件ほど今使われているということをお伺いしましたけども、また、今年は、周遊パンフレットですかね、これも作られるということですけども、こういうようないろんな施策は今までも多分しておられたんだろうと思います。でも、残念ながら、なかなか現実として皆さんがあまり来てくれないという状況もあると思われるんですが、その辺の認識はどうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） これまで紀美野町におきましては、様々なパンフレットであったり、看板であったり、ホームページであったり、それから町外への販売促進のための、東京へ行ったりとか、いろいろそういう活動はしてございます。

それで、実際それが、お客さんがこちらにつながってるかどうかという部分でございますが、実際に観光客におきましては、そういう小さな、新しく創業された商店につい

てはかなり増えてございます。観光客全体におきまして、令和元年度で48万3,000人で、令和2年度では約39万8,000人を見込んでございます。この数字は平成29年度では47万8,000人でございまして、若干増えてきているような状況でございます。

それで、今後そういった商店とふれあい公園、それから天文台であったり、かじか荘であったり、そういうところに関しては、パンフレット、周遊で時間単位で何時間かかるかなというような感じで分かりやすいようなパンフレットのほうを作成してございますので、それで周知してまいりたいと思います。

それから、今現在、先日も答弁で説明させていただいたんですが、紀美野町へおいでよ！紀美野地域産業強靱化事業という事業を令和2年度から始めてございます。その事業におきまして、まさしく観光から産業への連携の部分についての事業を進めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 先ほどお話ししましたように、ふれあい公園、こちらへの来園者は結構多い、僕、詳しい数字はちょっとすみません、把握してないんですけども、来られていると。町のほうもそれは当然把握されると思います。

最初お話ししましたように、ふれあい公園では、ふれあい公園に来られて1日遊んで、そこから帰られる。あまり消費もしてくれない。そこから奥というんですか、ほかのスポットへはなかなか行ってくれない。こういう現実があるように思われるんですが、その付近はどう対処されるとか、そういう対策は考えておられますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 藤井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ふれあい公園に来られるお客様はほぼ平均年齢がかなり、非常に若く、お金も使わないというところでふれあい公園に来られる方がほとんどでございます。そのため、弁当をお持ちになって、そこで1日遊んで帰られるというお客さんが実は一番多いというふうに思われます。

それで、そこから足を延ばしていただいて、ほかの観光施設へ人を送り出す仕組みというのは、今のところパンフレットの作成であったり周知であったり、その目的として周遊パンフレットというのを作成したいと思ってございますので、御理解いただきます

ようよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） そうですね。確かにあまりお金を使わない来園者が多い、これは実感としてあります。ただ、自分の友人または知り合いの方なんか来られて、買い物もしくは飲食する、買おうにもそういう場所がないという意見を私も確かに聞きますので、その付近どういうふうにお考えですか。せっかく消費しようと思ったけども、消費するものがないという方もおられるという現実に対してはどうお考えでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際にふれあい公園に来られるお客様は、ふれあい公園で遊ばれて、それからパン屋さんであったり、それからそば屋さんであったり、それからジェラート屋さんであったり、そこに回る方も実際におられます。それとまた別に、その場で完結されるお客様がごございます。町としましては、そこで完結されるのではなくて、ほかにもこういう施設がありますよということをやはりうちからプレゼンできるような、まずパンフレット、リーフレットが必要であるとの思いから、今回作成させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 今、課長おっしゃられるように、確かにふれあい公園から別の場所に行こうと思われる方が多いのはよく分かります。私自身、仕事柄、志賀野西野地区によく行くんですが、あそこで作業してますと、何度か、具体的にどの店とは通りがかりの方は言いませんが、この道を行って大丈夫なんですかとか、どのぐらいかかりますかって言われました。多分高野方面へ行かれることを指して尋ねたんだと思います。

具体的に言いますと、ふれあい公園からかじか荘、みさと天文台に行くには、一応釜滝薬師を下に下っていく、西野、東野を通過して、サン・リゾートラインですかね、そこを右折してトンネルを越えると。そういう一応ルートしかないと思います。道中は結構時間かかるし、知らない方が来るとあの道幅はすごく長く時間がかかるように思われると思うんですが、そういう道路インフラというようなお考えはないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 実際、ふれあい公園であつたり、生石山であつたり、観光拠点へのアクセスの道路というのは非常に狭うございます。それにつきましては、随時御要望等々勘案しながら政策に盛り込んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） それと、最後になりますけども、関連した産業の活性化ということで一つ伺います。

今、昨日の質問にもありましたけども、コロナ感染防止とか東京一極集中を避けるために、皆さんがテレワーク、リモートワーク、サテライトオフィス、ワーケーション、また最近はDX、デジタルトランスフォーメーション、もしくは、今はやりですとESG、環境社会投資ですか、そういうことも考えないと企業は存続していけない、そういう時代になってきていることを大企業は考えておられます。

そういう中で、観光地を近くに持った地方は、大きな追い風になっていると思います。最近では有名企業が東京から淡路島に本社を移転されて、数年後には従業員もしくは家族を含んで1,200人ぐらいが移転するだろうというお話も新聞に載っていたと思います。もともと保養施設や地方創生の事業をされていたので、ある程度予想されていたそうなんですけども、それでも大きい移動に注目されています。和歌山県でも白浜町では結構ニュース、テレビ等でそういう企業の呼び込みをされていますし、県内ほかの地域でもそういう噂は聞くところであります。

紀美野町におきましても、観光地もあり、アクセスもそう悪くはない。いろんな面で十分対応できるんじゃないかと個人的には思っています。町としては生活インフラ、企業等々が来られるような生活インフラ等々を整備して、つくってはどうかと思うんですけども、いかんせんスピード感、どの地域でも一生懸命そういう誘致はされてると思います。どうしてもスピード感が必要だと思われませんが、町としてはこれに関してはどのようにお考えですか。お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 藤井議員の御質問にお答えをいたします。

今言われましたように、新型コロナウイルス下での企業の地方分散化が進んでいる現状におきまして、当町でも、昨日もちょうと答弁させていただいたんですが、企業と人の呼び込みを検討しているところではございます。温泉とか観光資源の多い白浜町でも、

約10年ぐらいの積み重ねの結果、現在、企業の呼び込みにより成功事例が増えてきているというふうに聞いてございます。当町におきましても、先を見据えまして、未利用の公共施設とか空き家等の活用も視野に入れながら、町の補助制度の創設も含めた企業及び人の誘致に向けた取組を検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） すみません、最後と言ったんですが、もう1点だけ、そのスピード感という感じでは、町としてはどの程度のスピード感、もしお答えできるものでしたらお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） スピード感につきましては、もちろん早く進めていかなければならないというのはあるんですけども、全国的にも、先ほども言われましたように、企業の地方分散化が進んできているために、当町といたしましても、観光資源を生かしたワーケーションですね、そういったことができる環境づくりを早急な検討をしたいと思うんですけども、いろんな課題もございますので、できるだけ早くはしたいと思うんですが、その辺は十分検討して進めていきたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、藤井議員の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第3号 紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第3号、紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。

今までなかったこの条例ですね、新規につくられるということでございますけれども、基本的に犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を保つ

ことができる社会を実現することを目的とすると、この条例でございますけれども、これはどういうふうなところからこういう条例が作成するということになったわけですか。

今いろんな犯罪が起こってきています。特に女性の問題、ジェンダー平等とかという、今年はそういう国連のあれもなってるというふうに思いますけれども、いろんな被害が出てきて、Me Tooという言葉があって、その運動を、今まで黙っていた方々がその被害を訴えるということが起こってきたりしております。そういうふうないろんなことがあるわけでございますけれども、基本的にこの条例をつくろうということになってきたその背景についてお聞かせいただきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、国におきましては、犯罪被害者等基本法というのを平成16年に制定されております。和歌山県におきましては平成31年度に県条例が制定されております。近年、この犯罪被害者、どこでどういう被害に遭うか分からないというのが、全国的に事件がマスコミ等で発せられております。いろんな事業所の中で、事業所に勤務されてる人が例えばガソリンをまいて放火されたりとかという、そういう事例も記憶に新しいかと思っておりますけれども、そういう大きな犯罪に巻き込まれたというようなこともございます。

そういうときに、生命を絶たれる場合もありますし、財産を失う場合、いろんなことが発生し、それによって家を、住むところを替わらなければいけないという場合もありますし、また、周囲の心ない言動、そういうものもあります。誹謗中傷もありますでしょうし、そして、マスコミの過剰な襲来とか、いろんなことが現状として起こっているところであります。

ですから、こういうことを社会全体が、医療や福祉、生活、経済支援、こういうことを社会が支援していかないといけないという背景があって、国、県、そして当町も、和歌山県では恐らく3番目になろうかと思うんですけども、この条例を制定し、よりこういう不幸な犯罪等に遭われたときに支援できる体制をつくりたいという考えの下にこの条例を制定するものであります。

以上でございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 今までにないということで、この町でもこの条例がつくられていくということでございますけれども、今、課長さん言われた対策というんですか、そういう面で、一つはこの8条に被害者等見舞金の支給というのがございます。具体的にはどのぐらいのということですか、対応をされていくのか。

それから、ここにある二次被害、例えばコロナの問題で受ける、かかったがためにいろんな、これ犯罪とは言えませんが、そういうふうな被害を受ける方もおられたりもします。さきに申しましたように、今、大きな問題になってきている女性に対するいろんな、声を上げることによってだんだん分かってきたんですけれども、その被害の問題等もございますけれども、具体的にどういうふうに対策を取られるというところまで考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) まず、見舞金の件でございますが、令和3年度の当初の予算の中にも計上させていただいている部分がありまして、30万円というのが計上させてもらってます。これに関しましては、遺族見舞金ということで、お亡くなりになられた場合は上限30万円ということで、そして、重傷病見舞金、けがをされたりとか、これ大体1か月以上の負傷とか疾病、それから、これには3日間の入院が必要なんですけど、そういうけがされたり、そういう重傷病の見舞金を10万としております。これによってまたお亡くなりになられた場合は20万追加して30万という上限を設けさせていただいております。

それで、これ非常にデリケートな問題なので、個々の個別でなかなかお答えすることは難しくて、とにかく警察署に被害届を提出していただかないと、これっていうのは町として、あれはどうだったんだろうか、犯罪ですので、それがはっきりと分かることでないと、当然判断町ではできませんので、警察であるとかというような県のサポートの支援団体、そういうものがございますので、そういうところと連携を取って、そしてやっぱり犯罪というものが確定しないとこれの対象にはならないことになりますので、その辺を御理解をいただきたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 警察に届けて、初めてそこから動き始めるというふうな

答弁であったと思います。この問題については、本当に難しい問題ですよ。被害があったけれども、その被害がなかなか立証できないというんですか、そのところで、もう一度お聞きしますけれども、そうすると、コロナ等でいろんな被害もなければいいんですけども、想定もできるわけですね。例えば、中に以前から話のある、家を変わらなければならなかったとか、そういうふうなところ、そういう、犯罪とは言えないんですけども、被害があったと。そういうところについてはどうであるのか。警察に届けるということ自体も一つの大変な決断が要るようですよ。

この間問題になった、ネット等でも出てましたけれども、内閣に非常に近いところの方が、テレビ局関係者の、女性をレイプしてしまったと。これなんかもその人が告発するまでに大変な勇気が要った。その後またいろんなこともあったようでありますけれども、その辺のところをうまくやる、何ていうんですか、被害の告発がしやすいようなことについてもう少し考える必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 確かにこの条例を制定するに当たりまして、私も弁護士さんであるとか、それから県内の他の団体にも問い合わせてみたんですけども、現在のところそれに該当する事案がなかったのも、非常に詳しいところまでなかなか分かっておらない部分があります。

しかし、犯罪というごく一般的なものに関しては、やはり殺人、放火、いろんなこういう言葉をここで申し上げるのはどうかと思うんですけども、犯罪が立証できると思いますか、そういうものでないとこれには該当していかないということなので、個々に事案、どういうのがというのはなかなか申し上げにくいんですが、いろんなことが起こった際にはやはり、町もそうですし、そして住民もそうですし、そして事業者、働く場所を確保するであるとか、いろんなことで被害に遭われた方のサポートをしていくという、これは必ず行っていないといけないと思いますので、こういう啓発というのは必要かと思っておりますので、個々の事案に関してはちょっと詳しいことは申し上げられないので、誠に申し訳ないんですけど、こういう条例ができて、そして、こういうのに遭われないのが一番私の願いなんですけど、もしもあったときのために、安全に、そして何かサポートできればいいということで条例制定を考えた次第であります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 犯罪被害者というのは極めて重大な傷を、特に心の傷を負われるわけでありますので、こういった条例を制定されるというのは私は非常にいいことだというふうに思います。特に二次的被害ですね、これによる苦しみというのはかなり大きなものだ。これは被害者の立場になってみないと分からないとは思いますが、そうでない立場であっても、相当な苦しみであろうということは想像はつきます。そういう意味からも、苦しめる方を少しでも支援するということでは重要だと思います。

ちなみに、近年、これに該当するような被害が当町であったのかどうかという、あったのかなかったのかという程度で結構ですので、そういう事例の有無について教えてください。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 桐山議員の御質疑にお答えします。

あったかなかったかと申しますと、私は把握できていないという回答になろうかと思っています。事件が仮にあったとしても、それがどのような、警察とか、あるいは裁判であるとか、そういうもので確立しているのかどうかというのはこちらは全然把握していないので、その件に関してはこういう答えしかございませんので、御理解いただきたいと思います。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第4号 紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、議案第4号、紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) これについては、当初のところから説明あったわけですが、具体的にはどのようなところが当たるのか。かじか荘等が出てたというふうに思いますが、今後この基金条例を運用をどのように考えておられるのかをお聞きしておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

公共施設等の整備につきましては、補助金があるものとか、それから交付税算入のある起債、そういうものは当然優先して活用してまいりますけれども、それらが活用できないものも多々ございます。一例で言いますと、集会所ですね、これが各地区に建っておりますが、もう老朽化もして、毎年屋根の修理であるとか、床の修理であるとか、それから、あるいはエアコンが効かないとか、いろんな御要望にお応えして修理とかしているところでもあります。そういうのも1件や2件ではないので、いろんな箇所を修理しますと多くの金額が要しているということで、そういうものに関してこの基金から充当していきたいと考えております。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

5 番、七良浴 光君。

(5 番 七良浴 光君 登壇)

○5 番 (七良浴 光君) 1 点お伺いたします。この公共施設等という、等はどういう範囲までを等と解釈されているんですか。お示し願いたいと思います。

(5 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 七良浴議員の御質疑にお答えをしていきます。

公共施設等というのは、第 1 条には公用または公共用に供する施設という、ちょっと曖昧といたしますか、はっきりしない施設であります。町が管理している、そういうのを広い意味での施設に充当していきたいということでもありますので、そういう答弁で御理解をいただきたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 5 番、七良浴 光君。

○5 番 (七良浴 光君) ちょっと今の答弁では理解できませんので、設置の第 1 条に書かれているように、公用または公共用という、ここまでは理解できますが、それを含めて公共施設等と総称して括弧書きで書いているということは、公用も公共用に供するものも公共施設やと、このように私自身は解釈できるんですが、その後にわざわざ等と、などと入れているという、そのなどの範囲を明確に示してください。

○議長 (伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9 時 5 4 分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 再開します。

(午前 9 時 5 6 分)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) 公共施設等という概念でございますが、主たる施設で、

それに付随する、または附属的な施設も含め、公共施設等という概念を使っているところでありまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） 主たる公用または公共の施設に付随した従たる施設を指してるんだということですのでよろしいんですね。確認です。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） そのように理解していただいて結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第5号 紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第5号、紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第6号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 早出、遅出というふうな勤務時間のできることになったら、住民に対する影響力というのはどういうふうになりますか。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 西口議員の御質疑にお答えしてまいります。

勤務時間の変更といいますか、8時半から今始まっておりますが、早出の場合は7時半からです。そして、後の9時半からも7時間45分勤務できるということでもありますので、通常、役所の時間は8時半から5時15分まででありますので、これは大原則になりますが、たまたま職員がいらっしゃったら6時15分まで、その担当の者がいれば対応も当然できますんですが、大原則は8時30分から5時15分という勤務時間、全体の勤務時間は変わりません。ただ、その辺は住民の方に対しても柔軟には対応していかないといけないですけども、全て遅出の6時15分までの業務の対応というのは、

これは不可能かと思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 7 番、西口 優君。

○7 番 (西口 優君) 勤務時間の変更が当然できる窓口とできない窓口があろうかと思うんですけども、もしこれをある程度朝早くから開けられるとかというふうに常態化したら、窓口業務であっても早くから開けることができるかも分からない。実際に今日開いてあって明日開かんねんって、これでは始まらないんやけど、ある程度それを常設するようになったら住民サービスの向上につながろうかなと思うんですけど、そういうふうなことは考えてませんか。

○議長 (伊都堅仁君) 西口君、マスクをちゃんとしてください。

○7 番 (西口 優君) はい。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) 先ほども申し上げましたが、やはりこれは勤務時間、役場の開いている時間というのは8時半から5時15分、これは大前提でございますので、この条例に関しては、職員の融通といいますか、介護がしやすくなったり育児がしやすくなるという、そういうことでありますので、役場開錠時間を1時間早めるとか1時間遅くする、そういう部分には達しないというふうに考えております。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第7号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第7号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

8番、北道勝彦君。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 議案第7号、道の駅の建設に当たり、道の駅建設に関して審議するための紀美野町道の駅検討委員会を設置するため、関係条例の改正を行うものである。道の駅検討委員会委員日額6,000円とありますが、以前議会質問したとおり、370号線の道が開通しなければ採算の取れる試算ができません。試算ができなければ事業ができません。試算もしないで事業をしても赤字事業になると思います。試算もできないのに道の駅検討委員会委員を。

○議長（伊都堅仁君） 北道議員、これはそういう問題の話と違う。あくまでもこれは職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償の条例について話してるわけで、道の駅の賛成やの反対やの、道の駅ができやんやの、そういう話をしてるのと違うんよ。

○8番（北道勝彦君） そのことで委員をつくって、日額6,000円出してるということに。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前10時06分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時07分）

○議長（伊都堅仁君） 質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

(1 番 桐山尚己君 登壇)

○1 番 (桐山尚己君) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例でありますけれども、道の駅の建設に当たり、道の駅建設に関して審議するための道の駅検討委員会を設置するという大前提がありますけれども、この委員会のための委員会委員の報酬をこれで定めるということになりますけれども、この委員会というのは道の駅の建設そのものの是非も含めた検討もされると。そういう認識でよろしゅうございますか。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

議案第7号の件でございますが、この検討委員会におきましては、もちろんそういう設置することの是非も含めてのことも検討していきたいと考えております。基本構想ですね、コンセプトであるとか、そういったことももちろんそうなんですけども、その是非も含めて検討していきたいというふうに考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○1 1 番 (美濃良和君) 関連になってくるかというふうに思いますけれども、道の駅をつくるかつくらんかを検討することも含めた検討委員会ということになってまいりますと、非常に委員会が幅広くなってくる。やはり道の駅をつくるということで普通は検討をしていくと。どんなふうなものにするんかということでデザイン考えていくんですよ。そこのところがちょっとすっきりせんのですけども、答弁をお願いしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただいたんですが、この検討委員会におきましては、もちろん道の駅の整備の是非ということもあるんですが、町といたしましては、もちろん進めていくという方向では思っておるんですけども、いろいろな議論の中でその是非ということも出てくるかと思しますので、100%するという形では現時点ではないということの中から、そういうことで申し上げたところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) ちょっとそれは弱いんと違いますか。執行部が道の駅の委員会もつくってやっていくというのは、それやるということが前提でなかったらおかしいんで、検討する中で、例えば第1回目の計画が潰れたように、何らかの支障がどうしても出てきてできないと。それはもうあり得ますけども、それをするかせんかも含めた検討委員会という、それはちょっとどう考えてもおかしいと思うんですよ。これはつくるということを前提にしてやっていくという委員会でなければ、非常に我々も理解できやんと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 町長、寺本君。

○町長(寺本光嘉君) 議員おっしゃるとおり、これはあくまでも道の駅の建設からも検討していくんだということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(伊都堅仁君) ほかにありませんか。

○議長(伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午前10時15分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 再開します。

(午前 10 時 16 分)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 7 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

8 番、北道勝彦君。

(8 番 北道勝彦君 登壇)

○8 番（北道勝彦君） 道の駅の採算も取れないのに検討委員会をつくること自体意味がないと思います。よって、反対します。

(8 番 北道勝彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） 以前からこの道の駅ということについて、つくられていくんではないかというふうなことが何度か上がってきました。一旦その計画もあったんですけども、いろんな事情からそれがまた白紙に戻ると。そういうようなこともありました。

ただ、私たちはこの道の駅について十分にイメージはできない部分もあるわけですが、いますけれども、しかし、これだけいろんな災害が起こってきてる状況の中で、スペースが要ると。そういうところが必要でないかというふうに思います。一つには、このさきの起こってきた災害等で道の駅の駐車場等が基地になっていたというふうなこともあったように聞きます。

また、紀美野町は非常に細長い町であります。そういうことで、交通の事情等についても、通行していく旅行者の皆様方等にお知らせする、情報をお知らせする部分もこの道の駅でやっていただかなきゃならない。

もう 1 点大事なのは、以前の一般質問でも出たかというふうに思いますが、トイレがないと。30 キロほどある道の、国道があるんですけども、この間に使えるトイレが非常に少ない。あるいは、あっても現在のところ近代的なものでもないということで、私の知り合いからもそここのところの整備が必要ではないかというふうなこともよく耳に

します。

そういう点で、いろいろこれからどういうものであるのかということがイメージが出てくるのか分かりませんが、取りあえず今言うところのトイレの問題、あるいは情報を通行者の皆さん方にお知らせする、さらに災害等が起こったときの対応ということも考えるならば、十分に町民の皆さん方の意見を反映させながら道の駅というものについて検討し、つくっていただきたいというふうに思います。

以上の点から賛成いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 8 号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 7、議案第 8 号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○1 1 番 (美濃良和君) この改正で、新旧対照表を見ていましたら、筆界点番号図というのが消えているんですね。このことについて、また、さきも説明で、今後この成果ですね、地籍の、が求める方が出てくると。そういうふうなことでこういうふうな条例を変更するんだということでありましたけれども、具体的にはどんな方々がこの地籍の成果のものを求めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず 1 点目なんですけれども、新旧対照表の中で筆界点番号図の交付という行が削除されてございます。この筆界点番号図といいますのは、それぞれ図郭の中のくいの位置ですね、くいの位置に番号をつけた、それだけの地図になります。システムのほうで地籍集成図をシステムで出そうとした場合に、地籍集成図のほうに筆界点の番号を記載することができますので、筆界点番号図だけであれば何が書いてるのか分からない。求められる方にとっては非常に使いづらいものになりますので、地籍集成図のほうでクリアできるため、今回消させていただいてございます。

それと、成果品なんですけれども、主に地籍調査の成果を閲覧される方というのが、土地の場所を確認される一般の方の場合であったり、土地の分合筆なんですけれども、その分合筆をされる申請者というのが、主に個人さんから委託を受けました土地家屋調査士さんであったり測量士さんなどであったりという専門家の方が主にその成果を求められる事案が多いということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○1 1 番 (美濃良和君) 要するに筆界点番号図というのはなくても大丈夫と、そういうことでよろしいんですね。

あと、図根点というんですか、座標値、この価格についても、2 点 1 組につき 5 0 0 円やったのが 2 0 点までごとにつき 5 0 0 円と、こうなっていますけれども、これはどういうふうな、要するにお金払う場合にどうしたらいいのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、これから今答弁いただいた調査士さんとか測量士さんとかが大体こんなものを求めてくるんだということでございますけれども、その場合は 1 筆勘定になってくるのか、そのところの値段をどういうふうになってくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、システムのほうで筆界点番号図のほうにつきましては、先ほど申しましたように、地籍集成図のほうで代用できますので、それはもう必要ないという解釈で結構かと思えます。

それと、図根点座標値なんですけども、今まで2点1組というところを20点までごとにつきということで変更させていただいてます。それといいますのも、地籍調査の調査につきましては、昭和56年から町のほうでは実施してございます。それで、調査済み地区につきましては周辺状況が変化しておることもありますので、測量の基の図根点というのを探しづらくなっているという状況もあります。それで、周辺市町の状況も鑑みまして、今まで2点1組であったというところを20点までごとにつき500円ということで、システムのほうで出力しましたら同じ用紙に掲載できますので、その手間というのも変わりはないということでございますので、そういう改正にさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この図根点については、2点が500円だったのが20点が500円になったと、こういう理解でいいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

20点までごとにつきで、必要ないであろうということであつたら18点でも500円ということになりますし、大概20点まで500円という解釈でお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時２９分）

再　開

○議長（伊都堅仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４４分）

◎日程第８　議案第９号　紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　日程第８、議案第９号、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第10号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第10号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） お聞きしておきたいのは、法第43条第3項が第2項に変更すると。そういうことだけで、それによって何らかの、要するに待遇とか、その辺のところが変わってくるようなことはないのかどうか、確認したいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の質疑にお答えいたします。

今回の改正条例については、子ども・子育て支援法の改正により第2条第18号の規定の適用条項が変更されたものに伴う変更でございます。

今回の改正によって影響はないのかというところですが、紀美野町には特定地域型保育事業を行っている施設はございません。特定保育事業とは0歳から2歳を対象とする20人未満の小規模の保育事業でございますので、今回の改正によって影響はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第11号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第10、議案第11号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 新旧対照表の11ページに11号に関するところが載せられておりますけれども、これで見ると、国民健康保険の被保険者に係る資産割が100分の30から25と。また、その7条でも後期高齢者の支援金等の課税額の資産割、これも100分の6が100分の5にそれぞれ下がってきてるわけですが、これは要するに税金を納める被保険者にとって要するに助かるというふうなことで理解してよろしいですか。それを確かめたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

（税務課長 湯上増巳君 登壇）

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

今回の改正につきましては、医療給付費分の資産割分を5ポイント、後期高齢者支援金分を1ポイント、介護納付分を1ポイント引き下げる改正となりますので、令和2年の12月31日時点ですけれども、1,553世帯のうち822世帯、約52.9%、半数以上の方が資産税割かかっていますので、その方が引下げになるということになります。

以上です。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この国保に関するところは、今、和歌山等とも一緒になったわけですね。そういうふうなことの中で、資産割が和歌山はない状況ですから、徐々に引き下げていくということになって、やがてはなくなるということになるんじゃないかというふうに思うんですけども、その分がどうなってくるのか。今回の引下げ等については、その下げた分の対応をどこに持っていく、要するに下げた分をどこかに上げてこななければならないというふうなことになるんじゃないかというふうに思いますが、それについての、予算見たら分かるんかも分かりませんが、状況についてはどうであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの質疑ですけども、引下げによって保険料を徴収する分少なくなってきます。その分につきましては、基金のほうから取崩しさせていただいて、そのほうに充てさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 2 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

1 1 番、美濃良和君。

（1 1 番 美濃良和君 登壇）

○1 1 番（美濃良和君） 紀美野町介護保険条例の改正でございますけれども、これはそれぞれ改正後金額は上がってくると。こういうふうなことになっていますよね。介護保険自体が矛盾のある制度ですから、利用すればようけ払えと。本来ならばこういうところは福祉の事業として国が見ていかなければならない。そやし、いろんな点でどう考えても不可思議なことがあるわけでございますけれども、最前線にある町としてはその辺のところの矛盾を全て受けていかなきゃならん、そういうところでございますけれども、今回はこの引上げということになってくるんじゃないか。そうであるならば、その理由についてをもう少し説明願いたいと思います。

（1 1 番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

今回の介護保険条例の一部を改正する条例により、介護保険の基準額を前期の 3 年間で令和 3 年から 5 年にかけて 2 4 0 円引き上げて 7, 0 4 0 円とすることとしたいと考えております。この引上げの理由については、議案説明でもちょっと説明させていただいたところですが、6 5 歳以上の 1 号被保険者数は人口減ってきているんですけれども、消費税の引上げとか介護従事者の処遇改善の加算、そして 7 5 歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者が増えて、デイサービスとか訪問介護とかの給付が増えている状況です。

そのような中、町民の方々については負担となるわけですが、準備基金 3, 6 0 0 万円を切り崩して保険料の引上げ額を抑えるよう努力しているところでございますので、今後とも介護保険料の抑制に努めて、事業を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

ごめんなさい、7, 0 4 0 円と言わせてもらったんですが、7, 0 2 0 円でございます。

失礼しました。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) この件については、基金の取崩し等を図ったけれども、これだけは町民から負担してもらわなきゃならないというふうな答弁であったかというふうに思うんです。これについては、ほかに対応する方法についてはないのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 保険者の数によって調整交付金という国の制度がありますので、その部分では増額になるとある程度は見込めるんですけども、それ以外、国のほうからの支援というのはない状態ですので、介護保険料とその調整交付金の計算した上で、今回の引上げとさせていただいているところでございます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第12号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 消費税の導入のときに言われたのが、今後これから、今のこの時期を指して、若い者と年寄りの比率が変わるんだと。若い者が少なくなって高齢者が増えるから、その負担を負い切れなくなってくる、それを助けるために消費税をもって充てるといふ、そういうふうなお話で、かなり反対のある中を強引に押し切りました。その消費税がどのように使われてきたのか。一説では大企業の法人税の引下げとかというふうなことも言われておりますけれども、何にしても、今あるこの矛盾はそこから始まっているんですよね。

消費税が3%から5%になり、8%になり、今では10%になったと。そういうふうなことで、ここに使ってくれて、今この時期にこの引上げをせずにやるというなら分かるんですけども、今の説明いただいた中では、職員さんの処遇改善、これは当然仕方ないにしても、これも含めて考えていかなきゃならない。ましてや、消費税の引上げが

あるからこういうふうな介護保険料を引き上げるなんていうのは、これはもう本末転倒だというふうに思います。

介護保険が導入されたり消費税の引上げがされたり、一般国民から負担がどんどん増える方向が進んでいる中で、以前の言われておった約束が反故にされていると。今、町にとって、大変な高齢者がたくさんおられる中、その方々の福祉を守っていかなきゃならない、これは当然ですけれども、そういう点で、国のほうの負担が大きく本来なら見ていただかなきゃならないところがされていない。そういうところの引上げであることには間違いはないというふうに思います。しかし、一町民の立場からするならば、今、コロナで大変厳しい状況になっている、そういう中で消費税が10%になり、さらにまたこの介護保険の引上げということになってくると、非常に厳しいものがあるというふうに思います。

そういうことから、今回の条例改正、介護保険料の引上げに反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第13号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第12、議案第13号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１４号　紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１３、議案第１４号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第１５号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第１５号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１６号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１５、議案第１６号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１７号 紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１６、議案第１７号、紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１８号 紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１７、議案第１８号、紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第19号 紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第18、議案第19号、紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 河川浄化推進事業基金条例でございますけれども、これはこの議会の初めに説明あったんですけれども、もう少し説明をお願いしたいと思います。河川浄化推進ということでもう取り崩してしまったということであるかというふうに思うんですけれども、この河川浄化というふうなことについては、これで、課題は幾らもまだあるかというふうに思うんですけれども、その辺についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

この基金条例は平成8年、合併前の野上町で基金設置をしていたものでございまして、24年経過しております。令和2年度末でこの基金を全て使ってしまいまして、残高が

0となります。主に合併浄化槽を設置するときに補助金に使っていたものでございますけど、今後は町の合併浄化槽設置に対する補助金は一般会計から支出していくということで、所期の目的は達せられているということで、この基金条例を廃止させていただくものでございます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 要するに今までの基金から出していたものを一般会計から出していくんだと、そういうことで理解してよろしいんですね。

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長(細峪康則君) 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第19号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第20号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について

○議長(伊都堅仁君) 日程第19、議案第20号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 1 番 (美濃良和君) 提案理由については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業に関する事務を共同ですと。所要の規定の整備ということなんですけれども、もう少し説明をお願いしたいと思います。ちょっと理解ができていないもので、お願いしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今回の規約改正につきましてももう少し詳細にということでございますので、御説明させていただきます。現在、厚生病院の規約上では共同生活援助と一般相談支援事業を行っております。今回の改正では特定相談支援事業が加えられました。

特定相談支援事業とは、障害福祉サービス等の利用に当たり、市町村がサービス支給決定をする際にサービス等利用計画を策定する業務でございます。分かりやすく言いますと、介護で例えますと、介護サービスを使うのにはケアマネジャーがつき、サービス利用に関するケアプランを作成すると思います。それを、特定相談支援事業では、ケアマネジャーイコール厚生病院です。そして、ケアプランイコールサービス等利用計画となります。

今まで厚生病院では大人の特定相談支援事業は実施してございましたが、子供は対象にしてございました。その範囲を拡大するということで、規約の変更をお願いすることになりました。

以上、御説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 2 0 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第21号 新町まちづくり計画の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第20、議案第21号、新町まちづくり計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この議案については、さきの当初の説明で、合併特例債を使えるようにするためということであったかというふうに思います。この合併特例債を使っていくということについてももう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

5年間延長された結果、令和7年度までに当町が合併特例債を発行できる額というのは44億円余りともう既に決まっております、これは平成17年、合併年度の17年から令和2年度までの間に約31億、合併特例債を発行しております。ですので、令和3年度から7年度までに5年度間で大体約12億、13億の発行が可能となります。まだ残っておるということでございます。

道の駅整備であるとか、いろんな大規模な事業も進んでまいりますので、合併特例債に限らず、それは当然有利な起債は充てていかないといけないんですけども、この合併特例債、あと十二、三億円発行可能ということでもありますので、御理解をいただ

きたいと思います。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の課長さんの説明で、あと令和5年から7年まで延長ですか、そういうふうにおっしゃられたように思うんですけども、今、課長さんも言われた、有利な起債というのはあるけれどということで、紀美野町は似たような起債で過疎債等もありますけれども、それよりもこの合併特例債を使うことによって有利という点についてはどうであるのか、もう少し説明を願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細谷君。

○総務課長（細谷康則君） 合併特例債といいますのは、充当率が95%であります。それで、そこで交付税の算入が70%ということで、66.5が見えていただける、33%ぐらいが持ち出さないかんという起債であります。これよりも、辺地であるとか過疎であるとか、そういうのが有利な場合もありますので、そういう意味で、全て合併特例債に頼っているという状況ではないということでございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（伊都堅仁君） 日程第21、議案第27号、損害賠償の額を定めることに

ついて議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) このはじめのところです、説明があったわけですが、これは国に対して損害をかけたというふうなことであったかというように思うんですが、落札率等から見て非常に低い金額のところであったわけですね。そこで、どうしてこんな162万も返済しなければならないのか、その辺のところの説明をもう一度お願いしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) それでは、美濃議員の御質疑についてお答えさせていただきます。

損害賠償の額の162万9,579円の件でございます。この賠償額につきましては、御存じのとおり、令和2年度黒沢橋修繕工事第2工区の関係で、その工事の中の建設工事請負契約第46条の2の賠償の予定の規定の中で、当該工事の入札に関し行った行為について、刑法の公契約関係競売等妨害の規定等による刑が確定した場合、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を工事受注者に払わなければならないということで、工事受注者のほうから契約金額1,277万1,000円の10分の2に相当する金額の賠償金が納付されたことを受けまして、その分について、本来交付する必要のない交付金が国のほうから交付されているということになりますので、その金額を、その社会資本総合整備事業橋りょう長寿命化補助金の補助率63.8%に当たる162万9,579円を国に返納するということになってございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 今、63%と言われましたかね。それも非常に低い金額で、そういうパーセンテージで求められてること自体は、もう少しその辺の理解ができませんが、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

その63.8%という数字につきましては、先ほども申しましたように、社会資本総合整備事業橋りょう長寿命化補助金、その国の補助率が63.8%ということになってございます。今回その賠償額につきましては、入札の金額とは何ら関わりはございませんので、そのあたりちょっと御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 1点ですね、損害賠償の額ということで162万9,579円と。この金額を元課長に対して損害賠償請求をするおつもりはありますか。

（1番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

当該工事につきましては、最低制限価格の入札でございまして、工事自体は適正に完了してございます。それと、町の信頼というものを失墜させた責任というのは前建設課長の責任になろうかと思えますけれども、事業に係る町への損害は発生しておりませんので、県や国と協議する中、当事者である前建設課長らにつきましては、執行猶予付の実刑判決が下されまして、懲戒免職処分など十分な社会的制裁を受けているという考えから、この交付金の補助分の賠償金ということで国に返納するのみで、前建設課長への賠償というのは考えてございません。

以上でございます。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長(伊都堅仁君) 日程第22、議案第22号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第22号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第22号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第22号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第２３ 議案第２３号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２３、議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第２３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第２４ 議案第２４号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２４、議案第２４号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第２４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第24号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第24号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第25 議案第25号 教育委員会教育長の任命の同意について

○議長(伊都堅仁君) 日程第25、議案第25号、教育委員会教育長の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第25号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第25号、教育委員会教育長の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第25号、教育委員会教育長の任命の件は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 2 9 分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 3 0 分)

◎日程第 2 6 議案第 2 6 号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2 6、議案第 2 6 号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 2 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 2 6 号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 6 号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

◎日程第 2 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 2 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 2 9 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 3 0 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2 7、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につ

き意見を求めることについてから日程第30、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまで、4件を一括議題とします。

諮問第1号から諮問第4号については、質疑及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

お諮りします。

諮問第1号から諮問第4号については、いずれも適任として答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第4号については、いずれも適任として答申することに決定しました。

◎日程第31 議案第44号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第13号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第31、議案第44号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第13号）について議題とします。

説明を願います。建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、追加提案させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第44号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度紀美野町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次の2ページをお開きください。

第1表 繰越明許費補正でございます。

繰越明許費の補正といたしまして、令和2年7月の梅雨前線により発生しました毛原

下地内の令和２年災第９号町道八幡線道路災害復旧工事におきまして、２月２８日、掘削背面が崩落し、年度内に完了しない見込みとなったため、１０款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費の町道八幡線道路災害復旧事業の繰越明許費について、１,９２３万３,０００円に変更をお願いしようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日１１日を休会とし、１２日午前９時から会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって散会いたします。

(午前１１時３４分)